

「事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案」に対する
意見公募の実施結果について

令和８年１０月１日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドライン（風力発電）の改正案」について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

１．実施期間等

（１）意見募集期間

令和８年８月１４日（金）～令和８年９月１２日（土）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

２．提出意見数

２０件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

３．提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「事業計画策定ガイドライン(風力発電)の改正案」に対する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
再生可能エネルギー全体に関する御意見		
	再生可能エネルギーを推進すべきではない事業規模を強化すべき	
	=== 該当箇所 第2章 第5節 1. 計画的な廃棄費用等の確保 (改正案全体、および解説部分の「資本費の5%以上を一つの目安」とする記載) === 意見内容 本改正案には全面的に反対し、風力発電制度そのものの廃止を強く求めます。 やむを得ず存続させる場合であっても、以下の厳格な条件を必須要件として明記してください。 1. 廃棄等費用の積立・供託額を、調達価格/基準価格算定上の**資本費の10%以上**とすること(現行案の「5%以上を目安」では不十分)。 2. 風車本体・ブレード・タワー・発電機・制御機器など、**部品を含むすべての製品・資材を日本国内製造品に限定**し、外国製品を完全に排除すること。 3. 工事・維持管理・撤去等の受注会社を**日本企業に限定**すること。 4. 入札参加要件として、**1億円以上の供託金**の提出を義務付けること。 5. 上記を満たさない案件は、事業計画認定を一切認めないこと。 === 理由 私は減税派であり、「日本人ファースト」の立場から意見を述べます。 第一に、風力発電は人体への悪影響が懸念されます。低周波音・超低周波音、騒音、シャドーフリッカー(影のちらつき)などにより、睡眠障害、頭痛、めまい、ストレス障害などの健康被害が国内外で報告されており、近隣住民の生活環境を著しく損なう事例が後を絶ちません。国民の健康と生活を最優先すべきであり、このようなリスクを伴う電源を画が積極的に推進する合理性はありません。 第二に、FIT/FP制度による賦課金は国民の電気料金に上乗せされ、事実上の増税です。減税を求める立場から、国民負担を増大させる再エネ賦課金制度そのものに反対します。風力発電の導入拡大は、電気料金のさらなる上昇を招き、家計と中小企業を圧迫します。 第三に、「日本人ファースト」の観点から、外国製品・外国企業への依存を排除すべきです。現在の風力発電市場は外国製機器が大半を占め、国内産の育成にも、安全保障にもつながりません。部品を含むすべての製品を日本製に限定し、受注も日本企業に限定することで、国内雇用と技術の維持・向上を図るべきです。 第四に、廃棄等費用の確保が困難であることは、制度の根本的欠陥を示しています。資本費の5%という甘い目安では、将来の放置・不法投棄リスクを防げません。資本費の10%以上の供託金を求めることで、安易な参入を排除し、責任ある事業者のみに限定すべきです。これでもなお困難であれば、風力発電自体を廃止するのが筋です。 以上の理由から、本改正案は不十分であり、風力発電の推進を前提とした制度設計そのものに反対します。国民の健康・負担軽減・日本企業優先を第一に考え、風力発電の段階的廃止を検討してください。	
	廃棄積み立ては対処療法です。(以下省略) が日本国民に残りにくいことです。ガイドラインで積み立て方法を詳しく書いても、これらの問題は解決しません。 減税、日本人ファースト、中国製品排除、移民抑制、再エネ縮小を同時に進めるなら、本改正は不要です。まず新規の風力推進を止め、賦課金を減らしてください。以上	
	風力発電設備への廃棄等費用積立制度の導入についてはよいことだと考えてはいますが、このほかに、事業計画策定ガイドライン(風力発電)や環境アセスメントの遵守、地域住民への説明をせず乱開発を行うような悪質な業者を処分し、風力発電事業に参加させないような仕組みが必要だと考えます。例えば、青森県八甲田山近隣の住民の反対運動のようなことが全国で起きており今後増えていくと予想されるので、森林などの自然と景観を破壊せず、景観と自然と調和した開発を行うことが必要だと考えます。	
	2. 環境破壊・景観破壊・土砂災害リスクへの厳格な対応 巨大な風力発電設備の建設は、豊かな自然環境の破壊、野生動物への影響(バードストライク等)、騒音・低周波音による周辺住民への健康被害、大規模な山林開発に伴う土砂災害リスクを引き起こします。本ガイドラインにおいては、地域住民の合意が得られない事業や環境リスクの高い案件に対し、事業認定を取り消す等の明確かつ厳格な基準を設けてください。	
	1. 欧米における「再生エネのゴリ押し見直し」を踏まえた慎重化の要請 主張の方向性 欧米においても、自然環境や地域社会を無視した強引な再生可能エネルギーの拡大は、深刻な社会的摩擦や環境破壊を引き起こした反省から、厳格な規制や現実路線への見直しが加速している。日本においても、国際的な潮流は「数・スピードの追求」から「環境・地域との調和(質の重視)」へシフトすべきであり、開発ありきのガイドラインを改め、環境価値の高い場所での事業を原則不許可とする仕組みを導入すべきである。 2. 建設時の自然破壊・土砂災害リスクに対する「立地制限」の強化 具体的な意見 豊かな生態系を維持する自然林や、土砂崩れのリスクが高い急峻な山裾部、保護区の周辺などを「風力発電の立地不適当な禁止区域」としてガイドラインに明記すること。 森林伐採を伴う開発については、伐採面積の上限規制や、代替地の植林・環境復元の義務化、アセスメントを逃れを防ぐための小規模案件への規制拡大を求める。 3. 野生動物への実効性ある保全・モニタリング義務 具体的な意見 イヌワシやクマタ等の絶滅危惧種や渡り鳥の生息地、移動経路について、事業者手前の調査だけでなく、稼働後も全期間長期にわたるモニタリングの義務を義務化する。 4. 低周波音・騒音・振動による健康被害の防止と事後対応 具体的な意見 近隣住民の生活環境を守るため、事前の予測値の提出だけでなく、稼働後の実際の低周波音・騒音・振動の測定基準および測定方法の標準化を求めること。 住民から健康被害や生活環境の悪化の訴えがあった場合、事業者の費用負担で第三者機関による調査を行わせ、改善が見られない場合は認定取消や営業停止などのペナルティを科す仕組みを構築すること。	
	陸上風力発電等の事業計画策定ガイドライン改正に対する意見書【基本方針】 再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策として重要であるが、その過程において、かけがえのない野生動物の生息地破壊や、地域の豊かな自然環境、住民の生活環境が犠牲にされることは決して容認できない。人間社会の都合や経済性のみを最優先にするのではなく、地球生態系の一員として自然環境や他の生命を守り、これらと持続的な共生を可能とする「環境・地域調和型」の厳格な規制と実効性のあるルールを明記を強く求める。 1. 生態系と国土保全を最優先とする立地制限の厳格化不適当区域(実質的禁止区域)の明確化: 豊かな生態系を育む自然林や原生的な自然環境、および土砂災害リスクの極めて高い急峻な山裾部等については、人間側の開発都合を排除し、風力発電の「立地不適当な区域(実質的禁止区域)」としてガイドラインに明記すること。小規模開発への規制適用: 環境影響評価(アセスメント)の対象外となる小規模な開発であっても、累積的な環境破壊を防ぐため、著しい厳格な環境保全規制および立地基準を適用すること。 2. 野生動物の生命を守るための保全と適切な管理の義務化長期的なモニタリングの義務化: 希少猛禽類などの絶滅危惧種や渡り鳥等の生命を守るため、着工前の事前調査に留まらず、事業開始後も長期にわたる生態系・バードストライクのモニタリング調査を事業者にも義務付けること。実効性のある順応的管理の法制化: 稼働後にバードストライクや生態系への深刻な悪影響が確認された場合は、人間の経済的損失に関わらず、事業者に対して「即時の出力停止」や「稼働の一時中止」を強制する厳格な順応的管理ルールを盛り込むこと。 3. 低周波音・騒音・振動に対する生活環境の厳格な保護と事後対応被害調査基準の標準化: 稼働後の低周波音、騒音、振動により、地域住民および周辺の野生動物の生息環境に悪影響が生じた場合、住民からの訴えに基づき迅速かつ客観的に評価できるように、測定・評価基準を標準化すること。実効性ある強制措置とペナルティ: 事業者に対して迅速な調査と環境改善対策を義務付け、改善がみられない悪質なケースに対しては、FIT/FP認定の迅速な取り消しを含む厳格な法的ペナルティを構築に科すこと。	再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上に寄与する国産エネルギーであり、エネルギー安全保障と脱炭素を両立する観点から重要である。このため、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づき、今後とも、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながらその導入を促してまいります。 再生可能エネルギーの導入に当たっては地域との共生が大前提です。再生可能発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されており、また、不適切な案件に対する現地調査も実施しており、こうした調査等を通じて関係法令への違反が確認された場合には、行政指導やFIT/FP交付金の一時停止措置、認定取消し等の措置を厳格に講じているところで、再生可能エネルギーの認定事業者に対し、事業実施後の発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積み立てを求めることで、発電事業者の責任において適切な廃棄を促しております。こうした取組を通じて、適切な事業の実施を促すとともに、不適切な事業に対しては、引き続き厳格に対応してまいります。
1	発電事業、とりわけ大規模な太陽光発電設備等の設置、運営については、再生可能エネルギーの導入促進だけを目指すのではなく、地域の自然環境、住民の安全、生活環境、景観および地域社会との調和を十分に確保する必要があります。そのため、事業者の自主的な取組にあわせるだけでなく、以下の事項について、具体的な実効性のあるルールとして明確に定めることを求めます。 1. 土地の選定と環境への配慮を義務化すること 発電設備の設置場所については、事業者が土地を確保したことのみを理由としてではなく、事業計画の初期段階において、自然環境、気候リスク、周辺住民への影響など、種々の要素を総合的に評価すること。特に、森林、金剛樹、水源地周辺等については、土砂災害、土砂流出、湧水、河川や水路への影響等を十分に検証し、安全性を確保できない場所については設置を認めない等、明確な基準を設けるべきです。また、猛禽類を含む野生動物や希少な動植物について、必要な調査を事前に実施し、重要な生態・生育環境への重大な影響が予想される場合には、事業計画の変更、規模縮小、設置場所の変更または事業中止を求められる制度とすることを要します。 騒音、振動についても、工事中のみならず、発電設備の稼働後も適切な基準を設け、必要に応じて測定を行い、その結果を公表することを義務付けるべきです。 景観については、設備を設置する土地だけでなく、周辺の住宅、道路、公共施設等からの眺望を含めて評価し、必要に応じて設備配置の変更、植栽、遠慮等の対策を義務付けるべきです。 2. 住民への事前説明と関係者の合意を確保すること 地域住民への説明会については、単に開催することを要件とするのではなく、事業計画の早期段階から、周辺住民が内容を理解し、意見を述べるために十分な時間を確保する制度とすべきです。 なおかつ、以下の事項について、住民が事前に確認できるようにすべきです。 1. 発電設備の設置場所、設置計画および環境影響評価の結果、評価結果に基づく事業計画の変更、変更内容とその内容および再発防止策を設けるべき制度が必要で、問題が繰り返される場合や、事業者が適切な対応を行わない場合には、行政が改善を求めることができる仕組みも明確にすべきです。 3. 環境住民からの苦情、相談に対応する責任体制を明確化すること 発電設備の稼働後に、騒音、反射光、景観、雑草、排水、土砂流出、設備の破損等の問題が発生した場合に備え、事業者は地域住民が容易に連絡できる窓口を設け、迅速な対応を行うべきで、苦情の発生、発生時の対応、苦情の発生による事業計画の変更、変更内容とその内容および再発防止策を設けるべき制度が必要で、問題が繰り返される場合や、事業者が適切な対応を行わない場合には、行政が改善を求めることができる仕組みも明確にすべきです。 4. 関係法、許可の遵守を事前確認する制度を設けること 事業者に対して、関係する法令、条例、規則等を自ら確認するだけでなく、必要な許可、届出等がすべて適切に行われていることを、事業開始前までに確認する仕組みを設けるべきで、確認が関係する事項については、一つの許可を取得していることだけをもって適正と判断するのではなく、災害、安全、環境、景観および地域住民への影響を総合的に確認する制度とすることを求めます。 また、事業者、設備所有者、管理者、許可の取得状況等について、地域住民が容易に確認できるように、必要な情報を公開すべきです。 5. 発電設備後の維持管理を義務化すること 発電設備については、設置後の維持管理だけでなく、発電開始後も適切な維持管理が継続されていることを確認する制度が必要です。定期的な設備点検、除草、排水設備、法面の維持管理、パネルその他設備の破損確認、災害対策等について、具体的な点検・管理基準を設けるべきです。特に、大雨、台風、地震等の自然災害が発生した場合には、設備や周辺土地の安全確認を行い、必要に応じて速やかに修繕・復旧することを義務付けるべきです。 6. 違反、不履行に対する実効性のある措置を設けること これらのルールについては、単なる努力義務とするのではなく、違反や重大な不履行があった場合に、行政が改善命令、是正要求等を行える実効性のある制度とすることを求めます。また、重大な環境、安全上の問題が発生した場合や、必要な維持管理を長期間行わない場合等については、事業者に対して適切な是正措置を求める仕組みを明確にしてください。	
	再生可能エネルギーの普及は重要ですが、それによって地域住民の安全、生活環境、自然環境が犠牲になることがあってはならないと考えます。発電事業については、設置を認めることだけでなく、安全に設置し、適切に運用し、問題が発生した場合には責任をもって対応し、事業終了後は確実に撤去、原状回復することによって一貫した責任として事業者にも求める制度とすることを要します。 したがって、上記の事項について、事業者の自主的な取組に留まらず、関係が繰り返される場合や、事業者が適切な対応を行わない場合には、行政が改善を求めることができる仕組みを明確に規定し、実効性のある制度として運用されることを強く要します。	

	5. 外国資本と安全保障について規定が不足している 国内企業が撤退した場合に「外国企業を含めて別の企業に担わせばよい」という発想には重大な問題があります。 外国法人、外国親会社、外国資本を含むSPV等について、 ・親会社破綻 ・日本からの撤退 ・事業売却 ・SPV変更 ・実質的支配者の変更 が生じた場合、最終的な撤退責任と資金をどう確保するのか、明確な規定が必要です。 さらに洋上風力は、海底ケーブル、送電設備、通信・監視設備、制御システム等を含む重要インフラです。 したがって、外国企業が事業主体となる場合には、所有権、運転管理権、制御システム、データ管理、サイバーセキュリティ、重要部品の供給体制、事業撤退時の責任承継等について、安全保障上の審査基準を明確に設けるべきです。 「外資だから排除せよ」という意味ではなく、外資であるからこそ、撤退時の最終責任を日本国内で確実に担保する仕組みが必要といふことです。	
	3. 設備の耐用年数・故障・将来の廃棄物放置問題 風力発電設備は年数の経過とともに故障率が上がり、メンテナンスコストや解体費用が跳ね上がることが海外の事例でも指摘されています。将来的に事業者が倒産あるいは撤退を放置し、有害物質や巨大な構造物が放置される事態を防ぐため、解体・撤去資金の積立義務化や保証金制度を徹底し、未達の場合は即座に事業を停止させるべきです。 4. 特定国へのサプライチェーン依存と経済安保上の懸念 風力発電用ソーラーパネルの関連資材・部品の多くが特定国(中国等)に依存している現状は、日本のエネルギー安全保障上極めて危険です。安易な再エネ推進が日本のエネルギー自給ではなく諸外国への資金流出や安全保障上の脆さにつながっている点を重視すべきです。 7. 国民負担をライフサイクル全体で示すべき 再エネ賦課金等により、既に国民は再生可能エネルギー導入に伴う負担を負っています。 したがって、発電設備だけでなく、建設費＋運転費＋系統増強費＋公的支援＋廃棄・撤去費＋事業者破綻時の公的リスクまで含めたライフサイクルコストを示すべきです。 特に撤去費用が想定1.5倍、2倍、3倍となった場合、最終的な国民負担がいかになるのかを公表すべきです。	前ページと同じ
2	再生可能エネルギーではなく、他電源を推進するべき 2. 二重投資による国民負担(電気代高騰)の抑制 風力発電は天候に左右されるため、常にバックアップ電源としての火力発電所等を維持・稼働可能にしておく必要があり、電力システム全体の二重投資と非効率を招いています。結果として国民や中小企業への電気代負担(FIT・FIP制度による国民負担)が増大しており、これ以上の安易な風力発電の導入拡大は回避すべきです。	第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくこととされています。これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー供給構造を実現するためには、S+3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このような考え方の下、再生可能エネルギーについては、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながらその導入を促してまいります。
	FIT/FIP制度の効果検証のために成果目標とKPIを設定するべき 今回の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の改正案は、風力発電事業の計画内容をより適切に整理し、環境・安全・地域との調整を強化するための重要な見直しだと考えます。しかし、ガイドライン改正の効果を客観的に確認するための成果目標やKPI(成果指標)が示されていない点に気がなります。 風力発電は、騒音・低周波音、鳥類への影響、景観、地域との合意形成、安全対策など、多方面に影響する事業です。ガイドラインを改正するのであれば、改正後に「どれだけ改善したのか」を数値で確認できる仕組みが不可欠です。行政の説明責任や制度改善の観点からも、客観的な成果目標とKPIの設定は必須だと考えます。 例えば、以下のようなKPIが考えられます。 ・騒音・低周波音が基準内に収まった案件の割合 ・鳥類衝突(バードストライク)対策の実施率 ・設備点検の実施率 ・重大事故・トラブル件数の減少率 ・住民説明会の開催回数 ・住民からの苦情件数の推移 ・ガイドラインに沿った計画書の提出率 ・計画書の不備による差戻し件数の減少率 これらのいずれか、またはより適切な「客観的な成果目標とKPI」を必ず設定し、ガイドライン改正の効果を継続的に検証できるようにしていただきたいです。風力発電は地域環境に大きな影響を与えるため、成果の見える化は不可欠です。	
3	今回の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)改正案」について、風力発電の安全性、地域住民の生活環境、電力の安定供給、環境影響、事業者負担など、国民生活に直接影響する制度であるにもかかわらず、案文には成果目標やKPIが一切示されておらず、行政裁量が広いままで運用される危険性があります。国民の生命・財産・地域の安全に直結する制度である以上、透明性と説明責任を確保するために、KPIの設定は必須であると考えます。 まず、本案件で必須と思われるKPIの例を以下に示します。 ・風車の設備事故発生件数(年次推移) ・落下物・部品破損の報告件数 ・騒音・低周波被害の苦情件数 ・影のちらつき(フリッカー)苦情件数 ・出力抑制(カット)の発生頻度 ・周波数変動の発生件数 ・事業計画審査期間の短縮率 ・住民説明会の開催数と参加率 ・手続きの電子化率 ・デジタル庁とのデータ連携率 これらのKPIを算出するためのデータは、経済産業省(設備事故情報、出力抑制データ、導入量)、環境省(環境影響評価、騒音・低周波データ)、総務省(自治体の住民苦情データ、地域経済データ)、電力会社(系統安定性データ、周波数変動、調整力情報)、デジタル庁(電力データの標準化、電子申請基盤)、自治体(住民説明会記録、災害時の設備被害)などが連携して収集すべきものです。複数機関が関わるため、縦割り行政のままでは正確なKPIは作れません。デジタル庁との協働を必ず明記する必要があります。 行政手続法39条2項が求める「具体的なかつ明確な内容」についても、本改正案は抽象的な表現が多く、国民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えません。制度の透明性を高めることは行政への信頼向上につながるため、関係職員の首脳には、案文の具体性を高めることが国民の安全と財産を守るうえで不可欠であることを理解していただきたいです。厳しく責める意図ではなく、制度の質を高めるために必要な改善であることを丁寧にお伝えします。 また、高市政権が掲げる「縦割り行政の壁を超えて連携する」という方針との整合性についても、本改正案は経産省・環境省・総務省・自治体・電力会社、デジタル庁など複数機関が関与しているにもかかわらず、役割分担やデータ連携の具体性が不足しており、方針と一致しているとは言えない状況です。特に、電力データの電子化や系統情報の標準化など、DX領域が不可欠であるにもかかわらず、デジタル庁との協働が明記されていない点は改善が必要です。 さらに、本改正案には他部署との連携に関する記述がほとんどなく、視野狭窄的な制度運用に陥る危険性があります。風力発電は電力工学・環境科学・地域政策・安全保障など複数領域が重なるため、単独部署の外で制度設計を行うと、国民に不利益となる見落としが生じる可能性があります。他部署との連携を明記することで、制度の歪走や漏りを防ぐことができます。 また、本改正案には成果目標もKPIも存在しません。政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。そして、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたKPIは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にこそ確認してください。 なお、記録項目が増えれば添削記載や見直しが増え、使えないデータとなります。最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるよう、制度設計のバランスを取ることをお願いします。「客観的な成果目標とKPI」は、最初から完璧なものを作る必要はなく、50%程度の完成度で始め、2か月または半年ごとに見直し運用が現実的です。未知のトラブルを事前にすべて予測することは不可能であるため、柔軟な改善プロセスが不可欠です。 最後に、米国行政で同様のKPIを公開しているページを参考として記載します。 ■U.S. Department of Homeland Security (DHS) ■U.S. Department of Energy (DOE) ■U.S. Environmental Protection Agency (EPA) これらのサイトをAIに提示し、「このKPIの使い方を教えてください」と依頼すれば、具体的な活用方法を学ぶことができます。 以上の理由から、本改正案には、透明性・安全性・縦割り行政の解消・電力安定供給、地域住民の安全を実現するための成果目標とKPIの設定を強く要望いたします。国民の生命と財産を守るため、妥当性の高い制度運用を進めていただければ幸いです。	いただいたご意見は、参考とさせていただきます。なお、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされており、この方針に従い、政策を進めてまいります。

	以下に、「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を、欧米の同等案件と比較しながら複数パターンを示します。 文系向けに分かりやすく、行政官がそのまま案文に書きけるレベルの「記述テンプレート」として整理しています。 【前提：風力発電ガイドラインは複数省庁のデータ連携が必須】 風力発電は、 ・安全性（倒壊・落下・騒音） ・環境影響（鳥類・景観） ・電力系統（周波数・出力抑制） ・地域政策（住民合意） ・DX（データ標準化） など複数領域が重なるため、単独省庁では正確な評価ができません。 欧米（米国DOE・EPA・FWS、EUエネルギー総局）では、「どの機関がどのデータを提供するか」を明記することが義務化されています。 日本でも同様の記述が必要です。 【パターン1：日本の省庁をそのまま明記する基本型】 （例文） 本ガイドラインの運用にあたり、以下の省庁・機関が連携し、必要なデータを共有するものとします。 ・経済産業省（資源エネルギー庁）：風力設備の事故情報、出力抑制データ、導入量 ・環境省：環境影響評価データ、騒音・低周波測定データ、鳥類衝突（ハードストライク）情報 ・総務省：自治体が保有する住民苦情データ、地域経済データ ・電力会社：系統安定性データ、周波数変動、調整力（蓄電池等）情報 ・デジタル庁：電力データの標準化、電子申請基盤、データ連携API ・自治体：住民説明会記録、災害時の設備被害情報 ・警察庁：設備事故・違法設置の摘発件数 【パターン2：欧米の書き方を模した「役割別」方式】 欧米では「機能別」に整理するのが一般的です。 （例文） 本ガイドラインの実施に必要なデータは、以下の機能別に各機関が提供します。 ●安全性データ ・経済産業省：設備事故、部品故障、落下物 ・警察庁：違法設置、事故原因調査 ・自治体：災害時の設備被害 ●環境影響データ ・環境省：騒音・低周波、影のちらつき、鳥類衝突 ・自治体：住民苦情、景観影響 ●電力系統データ ・電力会社：周波数変動、出力抑制、調整力 ・経済産業省：系統稼働状況、需給データ ●地域合意形成データ ・総務省：自治体の住民説明会記録 ・自治体：地域合意形成の進捗 ●DX・データ標準化 ・デジタル庁：データ形式の標準化、電子申請、API連携 【パターン3：欧州（EU）の「義務化型」記述】 EUでは「各機関は〇〇を義務として提供する」と明記します。 （例文） 各機関は、以下のデータを義務として提供し、相互に共有するものとします。 ・経済産業省：風力設備の事故情報（年次報告）、出力抑制データ（四半期報告） ・環境省：環境影響評価データ（年次報告）、騒音測定データ（半期報告） ・電力会社：系統安定性データ（毎月報告）、周波数変動データ（リアルタイムAPI） ・自治体：住民苦情データ（随時）、災害時の設備被害（発生後48時間以内） ・デジタル庁：データ標準化仕様書（年次更新）、電子申請ログ（随時） 【パターン4：米国DOEの「責任分担型」記述】 米国では「責任主体」を明確にします。 （例文） 本ガイドラインの実施に関する責任分担は以下のとおりとします。 ・経済産業省：風力設備の安全性評価の責任主体 ・環境省：環境影響評価の責任主体 ・電力会社：系統安定性確保の責任主体 ・総務省：自治体支援・住民合意形成の責任主体 ・デジタル庁：データ連携・電子化の責任主体	前ページと同じ
	【パターン5：日本の行政文書にそのまま使える「包括連携型」】 （例文） 本ガイドラインの適切な運用のため、関係省庁・自治体・電力会社・デジタル庁は、風力発電に関する安全性、環境影響、系統安定性、地域合意形成、電子化に関するデータを相互に共有し、連携して対応するものとします。 【この記述が必要な理由（高市政権の方針との整合性）】 高市政権は「外国人政策、社会保障、エネルギー・AIなど戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを開催に指示しています。 風力発電はまさに「エネルギー・AI・DX・安全保障」が重なる領域であり、連携記述がない現行案は、政権方針と整合性が弱いと言わざるを得ません。 【デジタル庁との協調が必要か】 必要です。 理由： ・風力設備の事故情報はリアルタイム監視が必要 ・系統データは標準化しないと省庁間で共有できない ・住民説明会の記録は電子化が必須 ・環境データ（騒音・低周波）は自動収集が進んでいる 欧米では、 エネルギー政策＝デジタル政策とセットで運用されています。 【まとめ：案文に書くべき内容】 以下のように書くこと行政官にも理解されやすいです。 （まとめ例文） 「本ガイドラインは、経産省・環境省・総務省・自治体・電力会社・デジタル庁が連携し、風力発電の安全性、環境影響、系統安定性、地域合意形成、電子化に関するデータを相互に共有する仕組みを明記すべきです。欧米では同等の制度で必ず連携主体とデータ項目を明示しており、日本でも同水準の透明性が必要です。」	
4	洋上風力プロジェクトからの事業撤退を検証すべき 国内最大級の総合商社である三菱商事が洋上風力案件から撤退したことは、単なる一企業の経営判断として処理すべきではありません。インフレ、資材価格、金利、為替、建設費等の上昇により、従来条件での事業継続が困難になったことを示す重要な事例です。その後、別の企業が参入するのではれば、「三菱商事が撤退した条件でも、なぜその企業なら事業を完遂できるのか」を定量的に説明すべきです。 自己資本、資金調達条件、親会社保証、建設費、金利、為替、風車調達価格、撤退時の負担等について検証し、その概要を国民に公表すべきです。	昨年12月に実施した第41回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会合同会議において、事業撤退に至った要因等の分析を行い、公表しております。

商業等費用積立制度に関する御意見

5	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の対象案件を含め、洋上風力についても商業等費用積立制度の対象にすること	
	意見6 洋上風力についても同等以上の撤去・原状回復責任を担保すべき 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電について別制度による撤去等の担保を行う場合であっても、陸上風力発電に適用される制度と比較して、事業者の責任が軽くなることがあってはなりません。 洋上風力発電についても、事業終了後の設備撤去、海底等の必要な原状回復及び廃棄物の適正処理に必要な費用を事業者が確実に確保することを求めるべきです。 別制度の対象であるとの理由として積立制度の対象外とするのではなく、少なくとも本制度と同等以上の資金確保及び履行担保措置が講じられていることを確認する仕組みを設けるべきです。	商業等費用積立制度の対象となる風力発電設備には、陸上風力発電設備のほか、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく公募占用計画に係るものを除く洋上風力発電設備も含まれます。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく公募案件については、同法に基づき、公募占用計画等において廃棄等費用の厳格な確保を義務付けており、審議会においても、引き続き同法に基づき適切な費用確保を担保することが適当との結論が示されております。
6	既存の発電事業者にも積立制度を適用すること	
	風力発電設備、太陽光発電設備の廃棄に関する積み立て制度について、既存の発電事業者にも適用すべきと考えます。以下に理由を述べます。 既存設備でも廃棄費用の不足が確実に発生する 風力発電設備、太陽光発電設備は運転開始から20年を過ぎると、太陽光パネルの劣化、風力発電のブレードの劣化、基礎の損傷、撤去費用の増大などが避けられません。既存設備の多くは、廃棄費用を十分に確保していないため、将来の撤去時に地域や自治体へ負担が転嫁されるおそれがあります。新規設備だけに積み立てを義務付けても、既存設備の撤去問題は解決しません。 既存設備も地域環境に影響を与えている 既存の風力発電設備では、騒音、低周波、景観、鳥類衝突などの問題が継続しています。太陽光発電設備でも、パネルの劣化に伴う廃棄問題が考えられ、これらの設備が何らかの撤去を必要とされれば、環境負荷がさらに増加します。廃棄費用の積み立てを既存設備にも適用することで、撤去が確実に行われ、地域環境の保全につながります。 発電事業者の公平性を確保するため 新規事業者だけに積み立てを義務付け、既存事業者を対象外とすることは公平性を欠きます。既存設備も電力市場に参加し収益を得ている以上、廃棄費用を適切に確保する責任があります。制度の公平性を確保するためにも、既存事業者への適用が必要です。 将来の撤去放置を防ぐため 風力設備の撤去放置、太陽光発電設備は、全国で既に問題化しています。撤去費用を確保していない既存事業者が撤退した場合、自治体や土地所有者が負担を背負うことになります。積み立て制度を既存設備にも適用することで、撤去放置を未然に防ぐことができます。 【結論】 廃棄に関する積み立て制度は、新規事業者だけでなく既存の風力発電事業者、太陽光発電事業者にも適用すべきです。既存設備の撤去費用不足は確実に発生するため、制度の公平性、地域環境の保全、撤去放置の防止の観点から、既存設備への適用は不可欠です。	商業等費用積立制度は、同制度の開始前に既にFIT/FIP認定を受けていた太陽光発電設備や風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく事業を実施する場合を除く）にも適用されます。
7	外部積立の例外とは何か	
	>「2021年4月以降の適切な時期において、原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける、商業等費用の積立制度が適用される。」 ――「原則として」とは？例外があるのでしょうか？	商業等費用積立制度では、原則として源泉徴収的な外部積立を求めています。長期安定発電の責任及び能力があり、かつ、外部積立を行う場合と同等以上に確実な資金確保が見込まれるものとして、法令及び商業等費用積立ガイドラインに定める厳格な要件を満たす場合に限り、例外的に、内部積立を認めることとしております。
8	過去に8割以上の事業者が積立を実施だった事業を強く受け止めるべき	
	1. 「8割近（＝積立未実施）」という事実を強く受け止めるべき 改正案では、FIT/FIPの定期報告データから、8割近の事業者が商業等費用を積み立てていないことが示されています。 これは単なる制度周知や事務手続上の問題ではなく、従来の「事業者が自主的に将来の廃棄費用を確保する」という制度設計そのものが、現実には十分機能しなかったことを示す重大な事実ではないでしょうか。 なぜこれほど多くの事業者が積立を行わずだったのか。事業収益性が当初想定を下回ったのか、廃棄費用の想定が現実と乖離していたのか、あるいは事業者の体面喪失リスクを制度設計時に十分評価していなかったのか、原因分析を明らかにすべきです。	FIT/FIP制度における商業等費用積立金制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、認定事業者に対して、原則として、源泉徴収的な外部積立を求める制度で、これまで10kW以上のすべての太陽光発電のFIT・FIP認定事業が対象とされてきました。 風力発電設備については、FIT/FIP制度の「事業計画認定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁）において、計画的な積立て等により事業終了後の商業等費用の適切な確保に努めることが求められてきました。FIT/FIP定期報告データにおいて、8割近の事業者が商業等費用を積み立てていない状況であったこと等を踏まえ、2025年3月の関係審議会において、陸上風力発電及び洋上風力発電についても、原則としてFIT/FIP制度における商業等費用積立制度の対象とすることが適当であるとされました。こうした経緯を踏まえ、事業終了後の適正な廃棄等に向け、事業者による商業等費用の積立てを担保するため、風力発電設備についても本制度の対象としました。最も早い事業で2027年4月より積立で開始されます。
9	廃棄物処理体制の確保を努力義務ではなく義務とすべき	
	意見5 廃棄物処理体制の確保を努力義務ではなく義務とすべき 風力発電設備の解体・撤去では、大量の金属、樹脂、コンクリートその他の廃棄物が発生します。 そのため、解体工事業者が第三者に発注する場合、発注先が適切な許可、処理能力及び処理ルートを有していることを事前に確認することは、適正処理を確保する上で不可欠です。 これを確保するが努力義務にとどめるのではなく、事業者の義務として明確化すべきです。 また、処理業者の許可状況、処理方法、最終処分先、マニフェスト等について一定期間記録を保存し、必要に応じて行政が確認できる制度とすべきです。 不適正処理や不法投棄等を事後的に取り締まるだけでなく、発生を未然に防止する制度設計を求めます。	前提として、発電設備については、その排出者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく適正処理が義務付けられており、排出者自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。また、廃棄物の処理に関する情報については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物管理票等により管理されるものと承知しています。引き続き、関係省庁とも連携して対応してまいります。
10	積立金額の設定を見直すべき	
	第2章第5節「撤去及び処分」「計画的な廃棄費用等の確保」「事業終了後の撤去及び処分の実施」 意見内容 商業等費用積立制度の導入を踏まえ、風力発電事業者は認定申請時に、風車本体だけでなく送電設備、変電設備、基礎、アクセス道路及び洋上風力の場合は海底ケーブル等を含めた撤去費用の見積りを作成し、定期的に見直すことをガイドラインに明記すべきである。 また、経済産業省は事業終了後の撤去実施データを継続的に収集し、その結果を公表することを推奨事項として記載すべきである。 理由 改正案では、事業終了後の撤去及び処分を確実に行うこと、ならびに商業等費用の積立を義務化する方向性が示されており、その趣旨には賛同する。しかし、風力発電設備の撤去費用は事業規模や立地条件によって大きく異なり、特に洋上風力では風車以外の付帯設備の費用も大きな割合を占める可能性がある。 将来的な設備放置や費用不足を防ぐためには、ライフサイクル全体の費用を対象とした見積りと積立の適正性確認が必要であり、その結果を公表することが国民理解の向上につながるものと考える。 意見2 法定積立額とは別に、個別事業ごとの実際の撤去・原状回復費用を算定すべき 風力発電設備の解体等積立金について、一律の基準額を用いるだけでは、個々の発電所において実際に必要となる撤去費用を十分に確保できない可能性がある。 風力発電所は、設備規模、立地条件、地形、基礎の構造、搬出経路、廃棄物処理施設までの距離等によって、撤去・廃棄に要する費用が大きく異なります。 このため、法令に基づく積立額を最低限の基準とした上で、各事業者に対し、発電所ごとの解体、撤去、廃棄物処理及び原状回復に必要な費用を定期的に見積もることを義務付けるべきです。 その結果、法定積立額では不足することが見込まれる場合には、事業者の責任において追加の資金確保を義務付け、廃止時に資金不足が発生しない制度とすべきです。 3 積立額を超える費用が発生した場合、誰が負担するのか 例えば、積立額を100とした場合、実際の撤去費用が150、200となったとき、その不足額を誰が負担するのでしょうか。 事業者でしょうか。親会社でしょうか。保証金融機関でしょうか。それでも不足した場合、国、自治体、あるいは最終的に電力需要家なのでしょうか。 この点を明確にしない限り、「確実な廃棄」は制度上の目標にとどまります。 特に、建設費や資材価格の上昇については制度側が収入確保を強化する一方、20・30年後の撤去費用について十分なストレステストを示さないのであれば、現在の事業リスクを公的制度で吸収し、将来の撤去リスクを国庫へ先送りする制度になりかねません。 風力発電設備の商業等費用積立制度等に関する意見 意見1 事業終了後の「原状回復」を明確に義務付けるべき 本改正案では、風力発電設備の解体・撤去及び廃棄物の適正処理について規定されていますが、事業終了後の土地について、どこまで原状回復を行うべきかが明確ではありません。 特に陸上風力発電では、大規模なコンクリート基礎、地下構造物、送電設備、管理道路等が設置される場合があり、風車本体のみを撤去してこれを残すれば、土地利用や自然環境への影響が長期間残るおそれがあります。 単に「解体・撤去」が完了したことをもって事業者の責任を終了させるのではなく、基礎その他の付帯設備についても必要な撤去を行い、土地及び自然環境を可能な限り事業開始前の状態に回復することを原則として明記すべきです。 また、経済産業大臣による完了確認についても、設備の解体・撤去のみならず、必要な原状回復が完了していることまで確認対象とすべきです。 7 事業終了後の撤去、原状回復までを制度の対象とすること 発電事業については、設備を設置して発電している期間だけでなく、事業終了後まで責任を持って管理することを明確にすべきです。 事業終了時には、設備を適切に撤去し、土地を安全な状態に戻すことを原則とし、その責任者、期限、費用負担を事業開始時点で明確にしておくべきです。 2. 「確実な廃棄」を掲げるなら、将来費用のシミュレーションを示すべき 本改正案は「再生可能エネルギー発電設備の適切な確実な廃棄等」をこれまで以上に確保することを掲げています。 しかし、20・30年後に発生する撤去費用について、現在の想定だけで「確実」とすることは大きな疑問があります。 今後、鋼材価格、人件費、燃料費、為替、金利、海上施工費、作業船費、港湾費、海底ケーブル撤去費、基礎構造物撤去費、廃棄物処理費等が大きく変動する可能性があります。 したがって、 ・基準ケース ・資材価格上昇ケース ・人件費上昇ケース ・為替悪化ケース ・撤去費用倍増ケース ・複数の悪条件が同時発生するケース 等の長期シミュレーション及びストレステストを行い、その結果を公表すべきです。 「確実な廃棄」と明記する以上、その確実性を数値で示すことが必要です。	前提として、発電設備については、その排出者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく適正処理が義務付けられており、排出者自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。商業等費用積立制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、事業者による商業等費用の積立てを担保した制度であり、実際に廃棄等に要する費用と本制度に基づく積立額が異なる場合においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、排出者が適正処理義務を有することに変わりなく、排出者において商業等費用を確保することが求められます。 その上で、商業等費用積立制度の解体等積立基準額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律（平成23年法律第108号）において、再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として、毎年度、積立対象区分等ごとに定めるところとされており、引き続き、本制度を適切に運用してまいります。

	設立開始時期等について 8事業者の倒産、撤退、変更による設備放置を防止すること 事業者の倒産、撤退、事業譲渡等によって発電設備が放棄されることを防ぐ制度を設けるべきです。 事業者が変更される場合には、維持管理責任および将来の撤去、原状回復責任が明確に引き継がれることを確認する制度が必要でず。 また、事業終了時の設備撤去、原状回復に必要な費用について、事業者が将来確保できなくなる事態を想定し、あらかじめ必要な資金を確保する仕組みを設けることを求めます。 事前精算制度に対する当社の意見 今回の廃棄等費用の事前精算制度について、当社を含めた事業会社が自ら発電設備を保有・運営する事業形態においては十分に機能しない制度設計になっていると考えており、制度の適用にあたっては事業形態や設備の使用形態に応じた柔軟な運用をご検討いただくと、ここに意見を申し上げます。 ファンド等が投資目的で保有する風力発電設備においては、法定耐用年数である20年が経過した時点で解体・撤去することが通例であり、本制度が一定の合理性を持つケースもあると考えられます。 しかしながら、当社のように事業会社自身が発電設備を保有し、長期にわたり事業運営を行う場合、必ずしも20年という期間が実際の解体・撤去の時期に該当するわけではございません。事実、当社が保有する風力発電設備の中には、建設から既に20年が経過しているものも存在しますが、適切に保守点検により現在も順調に稼働を続けています。 当社は、主要・長期製品の計画的な調達・確保等の対応を行うことにより、法定耐用年数を超えて最長35年度までは安定的に運転を継続できるものと見てんでおり、そのための体制を整えています。この上、風力発電設備を計画的にメンテナンスしながら長期活用することは、事業会社にとり合理的な経営判断であり、実際に広く行われている実態です。 こうした運用実態を踏まえると、保有する全ての風力発電設備を20年経過した場合、画一的に解体・撤去するという状況は、事業会社の運営においては通常想定し得ません。それにもかかわらず、一律に廃棄等費用の事前精算を求める制度は、長期安定的な運転を志向する事業会社に対して過大な経済的負担を強いるものであり、実態に即した制度とは言えないと考えます。 4. 将来的な環境負荷を残さない撤去費用の確実な外部担保外部積立の厳格化と責任明確化：事業者の倒産や撤退による巨大嵐風の放置は、将来にわたる環境破壊と地域社会への脅威となる。これを完全に防ぐため、操業初期からの撤去費用の外部積立管理を厳格化し、解体・撤去・土地の自然復元といった最終的な責任の所在を明確にすること。	
11	制度等により事業主体が変更された場合を含め、確実な積立が行われるようにすべき 意見3 撤去費用等の不足を税金や再エネ賦課金等の国民負担に転嫁しないことを明記すべき 風力発電事業は民間事業者が事業として実施するものであり、その終了に伴う設備の解体、撤去、廃棄物処理及び原状回復に要する費用についても、原則として事業者が責任を負うべきです。 積立金が実際の撤去費用を下回った場合や、事業者の経営破綻、撤退等によって必要な費用を負担できなくなった場合に、その不足額が税金、再エネ賦課金その他の形で一部国民負担に転嫁されることがあってはなりません。 そのため、必要な撤去・原状回復費用については、事業者、事業承継者その他責任を負うべき者が最終的に負担することを明確にするとともに、積立不足に備えた追加積立、保証、保険その他の制度を整備すべきです。 また、公共の安全確保等のために行政がやむを得ず撤去等を実施した場合についても、可能な限り責任ある事業者等に対して費用を求償する仕組みを盛り込むべきです。 国民負担によって事業者の撤去責任を間接化するようない制度設計を強く求めます。 4. ドイツの事例を十分に検証すべき 海外の事例についても、担当部署において十分な検証を行うことを求めます。 ドイツでは、風力タービンメーカーServanが2019年に破綻し、その後事業の一部が他社へ譲渡されました。 この事例が示す重要な教訓は、「*企業は破綻しても、既に設置された風車はその場に残る」**ということです。 メーカーや事業者が消滅しても、設備は残り、保守・部品供給、修理、最終的な撤去という責任が残ります。 この改正案が問題としている「廃棄後の設備放置」とはまさに同じ構造です。 日本では今後、さらに規模の大きい海上風力を導入しようとする以上、ドイツ等の事例について、企業破綻後の設備維持、部品供給、撤去責任及び費用負担がどのように処理されたのかを検証し、制度設計に反映すべきです。 5. 廃止時、老朽化後の放置防止と撤去費用の確実な担保 具体的意見： 20年前後の寿命を迎えた巨大嵐風やブレードが、事業者の倒産や撤退げによって放置されるリスクを防ぐため、撤去費用の外部積立（リサイクル・撤去費用の全額引払い、または壊滅的な安全の確保）のルールを強化してコストを削減化を図ること。 撤去が行られない場合の行政代執行の仕組みや、親会社・事業者に対する責任追及の法的な有効性を担保する記述を盛り込むこと。	前提として、発電設備については、その排出者に對し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく適正処理が義務付けられており、排出者自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。廃棄等費用積立制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、事業者による廃棄等費用の積立てを担保した制度であり、実際に廃棄等に要する費用と本制度に基づく積立額が異なる場合においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、排出者が適正処理義務を有することに変わりはなく、排出者において廃棄等費用を確保することが求められます。なお、事業者が破産等した場合においては、事業譲渡された者が承継された積立金も活用しながら、自身も必要な積立を実施していくことになります。
12	事業終了後の設備撤去について 意見4 事業終了後の撤去期限を具体的に定めるべき 本改正案では、事業終了後の解体・撤去について可能な限り速やかに」を行うこととされていますが、この表現だけでは、いつまでに撤去を完了すべきかが明確ではありません。 事業を終了した風力発電設備が長期放置された場合、老朽化による倒壊、部材の飛散、火災等の安全上の問題だけでなく、景観や自然環境への影響も深刻化するおそれがあります。 したがって、原則として事業終了後一定期間以内に設備の撤去及び必要な原状回復を完了することを明確に定めるべきです。 やむを得ない事情により期限内に完了できなかった場合についてののみ、理由、撤去計画及び新たな期限を示した上で行政の承認を受ける制度とし、無期限の放置を認めない仕組みとすべきです。 「(口)について、事業を終了した風力発電設備は、速やかに撤去及び処分されることが望ましい。」 →「望ましい」では甘いです。「処分する」という表現にすべき。 違反をしたら、即刻罰則を適用	FIT/FIP制度の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁)では、事業を終了した風力発電設備について、撤去までの期間も関係法令を遵守して適切に管理するとともに、事業終了後、可能な限り速やかに撤去及び処分を行うことを求めています。引き続き、関係省庁とも連携しながら、風力発電設備の適切な撤去及び処分の確保に取り組んでまいります。
13	積立計画や実績、積立額の廃棄に関するデータを公表すべき 意見7 撤去計画及び積立状況を自治体・地域住民に分かる形で公開すべき 風力発電設備は長期間にわたり地域の土地、景観及び生活環境に影響を与える施設であり、事業終了後の撤去についても地域住民に重大な関係があります。 しかし、事業者がどの程度の撤去費用を確保しているのか、いつ撤去する予定なのか、基礎等を撤去するのか残置するのか、土地をどこまで原状回復するのかについて、地域住民が十分に確認できなければ、制度に対する信頼を得ることは困難です。 このため、事業者に対し、廃止時の撤去・原状回復計画、必要費用の見積額、積立状況、撤去予定時期及び最終的な完了確認結果などについて、関係自治体及び地域住民に分かる形で公開することを求めるべきです。 再生可能エネルギー産業を持続可能なものとするためには、建設だけでなく、事業終了後までも含めた情報公開と事業者責任の明確化が必要です。 第2章第5節「撤去及び処分」「1.計画的な廃棄費用等の確保」「2.事業終了後の撤去及び処分の実施」 意見内容 廃棄等費用積立制度の導入を踏まえ、風力発電事業者は認定申請時に、風車本体だけでなく送電設備、変電設備、基樁、アクセス道路及び洋上風力の場合は海底ケーブル等を含めた撤去費用の見積りを作成し、定期的に見直すことがガイドラインに明記すべきであります。 また、経済産業省は事業終了後の撤去実績データを継続的に収集し、その結果を公表することを推奨事項として記載すべきであります。 理由 改正案では、事業終了後の撤去及び処分を確実に行うこと、ならびに「廃棄等費用の積立を義務化する方向性が示されており、その趣旨には賛同する。しかし、風力発電設備の撤去費用は事業規模や立地条件によって大きく異なり、特に洋上風力では風車以外付帯設備の費用も大きな割合を占める可能性がある。積立額は調達価格/基準価格の算定において想定している資本費の10%以上とし、これを15年で割った金額を1年分として積立をし、毎年資源エネルギー庁への報告義務を負う。」 将来的な設備価値や費用不足を防ぐためには、ライフサイクル全体の費用を対象とした見積りと積立の適正性確認が必要であり、その結果を公表することが国民理解の向上につながるかと考える。	廃棄等費用積立制度は、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めることで、事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度であり、解体等積立基準額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)において、再生可能エネルギー発電設備の解体等に必要な費用の取扱い及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として、毎年度、積立対象区分ごとに定められることとされております。例外的な内部積立において、積み立てられべき額と同水準以上の廃棄等費用を確保するとともに、その積立状況の公表に同意することを実施要件の一つとして求めています。 また、FIT/FIP制度において、一定の発電事業については、周辺地域の住民に対する説明会等の実施を認定要件としており、廃棄等に関する事項についての説明も求めています。引き続き、こうした制度を着実に運用してまいります。
事業計画策定ガイドライン(風力発電)の策定に関する御意見		
	積立期間の設計理由をガイドラインに明記すること 意見1 積立開始が事業期間(FIT/FIP満期)の後半10年とされていますが、その理由・考え方について触れられていないため、明記をお願いいたします。 例えば以下のような前半10年について含めた設計思想ということが分かるようにしてほしいです。 「前半10年は事業者の資金繰りへの影響を抑えつつ、事業時まで確実に廃棄費用を確保する設計」	廃棄等費用積立制度における積立時期につきましては、運転維持費に対して初期にかかる資本金が大きいため、積立て時期を複数設定した場合に生じる管理運営コストの抑制及び認定事業者の混乱の防止等の観点から、一律に「満期前/交付期間の後半10年間」として設定しています。
16	積立開始時期の記載の仕方を修正すること 2027年4月以降の適切な時期においてー2027年以降は	最も早い事業が「廃棄等費用の積立を開始する時期を、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の4第2項第1号において、『令和9年4月1日以降に最初に核針等が行われた日』と規定していることを踏まえた記載です。
17	廃棄等費用積立制度の内容を具体的に明記すべき 最後の文書「詳細については廃棄等積立ガイドラインを参照し、その内容を遵守すること。」の後に追加文章を入れる。 積立額は調達価格/基準価格の算定において想定している資本費の10%以上とし、これを15年で割った金額を1年分として積立をし、毎年資源エネルギー庁への報告義務を負う。 記載の仕方について 1. 改正案第2章第5節【解説】第2段落中「廃棄等費用を積立していない」を「廃棄等費用の積立をしていない」が「廃棄等費用を積み立てていない」とすべき。 2. 同Q6及び問【解説】第7段落中「とき又は」ときを「とき、又は」とすべき。	廃棄等費用積立制度について、積立の時期や積立基準額、その他の具体的な制度内容については、廃棄等費用積立ガイドラインにまとめられており、そちらを参照いただくことを想定しています。
18	現行の記載でも誤りではないと考えております。	